

「ネイチャーファイナンス実践ガイドライン（案）」に対する
意見募集の結果について

令和 8 年 9 月 1 日
環境省自然環境局自然環境計画課
生物多様性ビジネス推進室

1. 概要

「ネイチャーファイナンス実践ガイドライン（案）」について、以下のとおり意見募集（パブリック・コメント）を実施した。

- （１）意見募集期間：令和 8 年 7 月 21 日（火）～同年 8 月 9 日（日）
- （２）実施方法：電子政府の総合窓口（e-Gov）、環境省ホームページ
- （３）意見提出方法：e-Gov の意見提出フォーム、郵送

2. 意見募集の集計結果

意見提出のあった個人・団体の数は 9 であり、のべ意見数は 46 件であった。その内訳については次の通り。

※意見募集要領の条件を満たした有効意見に限る。

（１）意見提出者の内訳

e-Gov	9
郵送	0
合計	9

3. お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方
別紙のとおり。

お寄せいただいた御意見の概要と御意見に対する考え方

※御意見の全体像が分かるように、御意見の要素を抽出し、整理しております。
※御意見の概要に記載された内容は、基本的にいただいた御意見から抜粋・要約したのですが、明らかな誤字や変換ミスについては修正しております。
※下記に該当する内容については公表いたしません。

- ・「ネイチャーファイナンス実践ガイドライン(案)」の内容と無関係なもの
- ・特定の個人・法人等が識別され得るもの
- ・個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがあるもの
- ・個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当するもの
- ・事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当するもの
- ・記載された情報が虚偽であると判明したもの

※本表におけるページ及び行は、特に記載のない限り、意見募集時の案のものを指しております。

章	節	#	御意見の概要	御意見に対する考え方
全体				
		1	本ガイドラインは、金融機関・企業が自然資本を投融資判断へ組み込む際に、最初に確認すべき評価観点を整理しており有益であると考え る。一方で、金融機関・企業が実務へ適用するために具体的なユースケースの蓄積が必要である。今後、森林などを対象としたモデル案件 について、具体的な評価手法、活用データおよび、それらを金融商品へ反映した事例の整理、公開を期待する。	今後、モデル事業等を通じて、具体的なモデル事例の整理・公開について検討してまい ります。
		2	自然資本は地域ごとに特性が大きく異なるため、地域の金融機関が果たす役割は重要であると考える。ネイチャーファイナンス普及のため には、地域の金融機関、自治体、企業等の多様な主体が連携する視点について強化されることを期待する。	御指摘の通り、ネイチャーファイナンスの実践において地域金融機関の果たす役割は重要 であると考えております。御指摘の点は今後の参考とさせていただきます。
		3	本ガイドラインが示す評価観点は、ネイチャーファイナンス判断において有益であると考える。今後、金融機関間で比較可能性を高める観点 から、評価観点を整合した指標例や参考となる定量評価手法について整理が進むことを期待する。	評価視点と整合した指標例や評価手法例の整理について今後の施策検討の参考とさせ ていただきます。また、指標例については、「調達におけるネイチャーポジティブに向けた 実践ガイドライン」の「(別紙)調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項に関連す る指標一覧」も御参照ください。
		4	本ガイドライン案に基づくネイチャーファイナンスの推進は、即時中止すべきである。 ファイナンスは本来、民間の自主的判断と市場原理に委ねるべきものであり、国がガイドラインを策定し、投資家・金融機関に自然資本への 考慮を促すような関与は不要である。官主導で「ネイチャーポジティブ」を押し付けることは、民間の創意工夫や効率的な資金配分を歪める だけであり、直ちに中止を求める。 本取組みに投じられている、または今後投じられる予定の公的資金・行政コストは、すべて余剰資金として扱い、以下に回すべきである。 一、熊本地震の被災地復興・防災対策のさらなる充実 二、国民全体への減税(所得税・消費税等の軽減) 自然資本への配慮は民間企業が自らのリスク管理として任意に行うべきであり、国がガイドラインで介入する必要はない。本ガイドライン案 の策定・公表・普及活動を即時中止し、浮いた予算を上記優先事項に充てることを強く求める。 以上。	御意見として承り、今後の施策の参考とさせていただきます。
第1章 目的・背景				
	1. 本ガイドライン策定の目的と対象			
		5	該当箇所: ネイチャーファイナンス実践ガイドライン(案)4〜5ページ、第1章1.脚注1(生物多様性・生態系サービス・自然資本の定義) 意見内容: 生物多様性・自然資本の定義・解説において、人・動物・環境の健康とウェルフェアが相互に密接に関連しているという「One Health / One Welfare」の視点を明記していただきたい。 理由: IPBESのネクサス・アセスメントでも生物多様性・水・食料・健康の統合的評価が重視されている。動物の健全な福祉状態や野生動物 保全是、人獣共通感染症の予防、薬剤耐性菌(AMR)の抑制、生態系のレジリエンス維持に直結するものであり、自然資本の定義に組み込 むことで金融機関のリスク評価の包括性が高まると考える。	One Health / One Welfare は、生物多様性や自然資本において重要な視点であり、関連 についても認識しています。一方で、当該注釈では「ネイチャーポジティブ経済移行戦略」 (2024年)に即し、企業価値との関係を明らかにする観点から用語の基本定義を簡潔に示 すことを目的としています。One Health / One Welfare は、人・動物・環境の健康・福祉の 相互関係を捉える統合的な視点であることから、原案のとおりといたします。
第2章 自然資本と人間活動・企業活動の関わり、ネイチャーファイナンスの必要性				
	1. 自然資本と人間活動・企業活動の関わり			
		6	該当箇所: ネイチャーファイナンス実践ガイドライン(案)7〜8ページ、第2章1.1 (IPBES)に関する記述) 意見内容: 種・生態系レベルの損失に加え、野生動物の違法取引・密猟等が人獣共通感染症由来のパンデミックリスクにつながる点につい ても言及していただきたい。 理由: 野生動物取引由来の感染症リスクはNGFS等国际機関でも金融安定性への影響として指摘されており、事業リスクとしての位置づけを 明確にすることで、投資家・金融機関等のリスク認識の向上に資すると考える。	御意見を踏まえ、以下の通り追記します。 ～それにより、従来享受していた生態系サービスが低下し、原材料の収量低下や品質劣 化による価格変動、土地劣化がもたらす自然災害の増加や、 <i>生態地破壊・野生動物取引 等</i> に起因する <i>新興感染症</i> のパンデミックによる事業継続性の低下など様々な事業リスク が想定される。
	2. 投資家・金融機関等におけるネイチャーファイナンス実践の意義			
		7	該当箇所: 第2章2.(5) 図1「ネイチャーポジティブ経済への移行によるビジネス機会(推計)」および本文 意見内容: 「食料・土地・海洋の利用」分野のビジネス機会の例示として、「有機食品・飲料」「持続可能な農業・漁業」等に加え、「アニマル ウェルフェアに配慮した畜産業(放牧・ケージフリー等)」および「代替タンパク質(植物由来食品等)の普及」を明記していただきたい。 理由: 集約的畜産は飼料作物栽培に伴う森林破壊、水質汚染(窒素・リンの過剰流入)、温室効果ガス排出、生物多様性損失の主要因の一 つとされている。アニマルウェルフェア配慮型畜産への移行や代替タンパク質の活用は、土地利用変化や水質汚染を直接的に抑制する有効 な手段であり、ネイチャーポジティブに資するビジネス機会の具体例として妥当と考える。	アニマルウェルフェアは重要な取組であり、生物多様性との関連についても認識していま す。一方で、当該図1は、「ネイチャーポジティブ経済移行戦略 参考資料集」(2024年)か ら引用しているため、原案のとおりとします。

3. 自然資本に対するファイナンス拡大の社会的観点における必要性

第3章 ネイチャーファイナンスの実践の要点

1. ネイチャーファイナンスとは

8	ネイチャーファイナンスと昆明・モントリオール生物多様性枠組の関係について (該当箇所) P13 ネイチャーファイナンスとは P17 「昆明・モントリオール生物多様性枠組の 2030 年ターゲット16」 (内容) 本ガイドラインでは、「ネイチャーポジティブ目標」が昆明・モントリオール生物多様性枠組の実現を目指すものであると説明されている一方、本文では2030年ターゲット16などいくつかのターゲットのみが例示されている。 そのため、ネイチャーファイナンスが昆明・モントリオール生物多様性枠組全体のどのターゲットに関係するのかが分りにくい。 昆明・モントリオール生物多様性枠組の23ターゲットと、本ガイドラインとの関係を一覧表などで整理して示すことで、ネイチャーファイナンスが幅広い主体や分野に関係するものであることを、より理解しやすくなるのではないかと。 (参考) http://env.go.jp/nature/biodiversity/kmgbf.html	当該箇所では、昆明・モントリオール生物多様性枠組との関係について、ターゲット19を例示することで、ネイチャーファイナンスとの基本的な関係性を示しております。 他方、ネイチャーファイナンスは特定のターゲットのみに対応するものではなく、各ターゲットに横断的に関係し得るため、全23ターゲットとの関係を一覧的に整理することは難しいことから、原案のとおりといたします。 御参照 P13注釈35: 昆明・モントリオール生物多様性枠組みでは、2030年に向けた具体的なターゲットが示されており、たとえば金融機関に関するものとしてはターゲット19において資金動員のほか、生物多様性の保全を目的とした地域社会主体の自然資源管理や市民社会の協力と連帯といった市場に基づかないアプローチの役割を強化といった役割が求められている。
9	該当箇所: 第3章 1. (2) ネイチャーファイナンスの分類 (13-14ページ) 意見内容: 「ネイチャーポジティブファイナンス」における「プラスの成果が測定可能であること」の要件について、データや評価手法が確立するまでの移行期においては、定性的な評価やプロセス指標による代替を認める柔軟な運用方針(注記等)を追加していただきたい。 理由: 自然資本に関するデータや評価手法は現在も発展途上であり、厳格な定量測定を必須とすると適用可能な案件が過度に限定され、初期の市場拡大を阻害する恐れがあります。移行期の措置として定性評価等の併用を認めることで、多様な金融機関の参入と実践の蓄積が促進されます。	移行期における評価の難しさに配慮し、定性的な評価を認めるべきとの御指摘については重要と認識しております。本箇所の定義は「国際開発金融機関(2025年)」「MDB Common Principles for Tracking Nature Finance」の定義を基に国際的な整合性を取ったものとなっております。定性的なアプローチやプロセス指標に基づくファイナンスについては、本ガイドラインに示す「ネイチャー主流化ファイナンス」として整理されるため、原案のとおりといたします。

2. ネイチャーファイナンス実践のための分析・評価項目

10	該当箇所: ネイチャーファイナンス実践ガイドライン(案)15-16ページ、第3章2.(1)1「基本項目1 我が国の自然資本をめぐる状況」(シカ・イノシシの管理不足に関する記述) 意見内容: シカ・イノシシ等の個体数管理を自然資本活用観点から推進する際、科学的知見に基づく人道的な捕獲 処分手法(苦痛の最小化等)への配慮も「適切な管理」に含まれる旨を明記していただきたい。 理由: 個体数管理の必要性自体は理解するが、その実施手法の妥当性は保全科学と動物福祉の両面から国際的にも議論されている論点であり、ガイドラインの記述にその視点を加えることで実践の質が高まると考える。	シカやイノシシの個体数管理において、動物福祉や科学的知見に基づき苦痛を最小限にするなどの人道的な配慮を行うことは、重要な視点であると認識しております。一方で、本ガイドラインは投資家・金融機関向けの実践的ガイダンスであり、個別の鳥獣管理における具体的な捕獲・処分方法等に関する事項を示すものではないため、原案のとおりとします。
11	人口減少社会におけるネイチャーファイナンスについて (該当箇所) P15「我が国の自然資本をめぐる状況」 (内容) 本ガイドラインでは、人口減少や農林業者の減少によって里地里山の管理不足が生じていることが記載されているが、日本の地方では、人口減少や高齢化により、自然資本そのものだけでなく、それを維持・活用する担い手や地域コミュニティも減少していることが大きな課題となっている。 ネイチャーポジティブを実現するためには、自然資本への投資だけでなく、それを支える人材育成や地域での協働体制の構築、人と自然をつなぐ活動への支援も重要である。 こうした地域の担い手や協働体制への投資も、ネイチャーファイナンスの重要な視点であることを追記してはどうか。	御意見を踏まえ、以下の通り追記します。 ①我が国の自然資本をめぐる状況 ③近年は本格的な少子高齢化・人口減少社会を迎えており、特に地方においては農林業者等の減少等により里地里山の管理不足も起きている。また、自然資本を維持・活用する担い手や地域コミュニティの減少も課題となっている。
12	該当箇所: 第3章 2. ②複雑性・段階的アプローチ (16ページ) 意見内容: 分析・評価における「段階的アプローチ」について、金融機関や投資家が具体的に取り組む際の優先順位やステップの目安(例: フェーズ1=自社・直接操業および国内高リスクセクター、フェーズ2=海外バリューチェーン上流)をガイダンス内に追記していただきたい。 理由: バリューチェーン全体のロケーションデータの収集は実務負担が非常に大きく、着手へのハードルとなっています。着しやす具体的ステップを示すことで、実務担当者の迷いを減らし、形式的な対応(形骸化)を防ぐとともに実効性ある取り組みを段階的に拡大させることができます。	御意見を踏まえ、以下の通り追記します。 例えば、投資家・金融機関等は、まずポートフォリオ全体についてセクター別のスクリーニングやヒートマッピングを行い、自然への依存・インパクトや潜在的なリスクが大きいセクター等を特定した上で、当該セクターについて取引先・資産・ロケーション単位のより詳細な分析へと段階的に進めることが考えられる。
13	初期段階においては、特に影響度が大きいと想定されるセクターや大企業群に限定して分析を開始するなど、段階的なアプローチを推奨することを追記してはどうか	

14	該当箇所 P16 2複雑性・段階的アプローチ 3) 意見内容 「段階的なアプローチに基づいた開示情報を求めること」→「段階的なアプローチに基づいた情報開示を投融資先企業に対し求めること」 理由 求める対象が必ずしも明らかでないものと考えます。	御意見を踏まえ、以下の通り修正します。 ②複雑性・段階的アプローチ 3)当初は部分的であっても徐々に精度を高めていくような長期目線での段階的なアプローチに基づいた <i>情報開示を投融資先企業に求めることが望ましい。</i>
15	御意見： ・金融機関が自らの自然関連リスク・機会の分析結果、ポリシーや取組を情報開示し、投融資先企業等にも情報開示を促す方向性に賛同する。 ・他方、金融機関による自然関連分析および開示は、投融資先企業による開示、顧客との対話および第三者データ等に依存しており、地域、拠点およびバリューチェーンに関する情報を十分に取得できない場合がある。 ・このため、金融機関の開示は、合理的に入手可能な情報にもとづき、データの前提、不確実性および限界を明示しながら、自然関連課題の重要性に応じて段階的に対象範囲および精度を高度化するものであることを明記いただきたい。	御意見を踏まえ、以下の通り追記します。投融資先企業に対する開示の働きかけについては38番の回答を御参照ください。 ②複雑性・段階的アプローチ 3) ～例えば、投資家・金融機関等は、まずポートフォリオ全体についてセクター別のスクリーニングやヒートマッピングを行い、自然への依存・インパクトや潜在的なリスクが大きいセクター等を特定した上で、当該セクターについて取引先・資産・ロケーション単位のより詳細な分析へと段階的に進めることが考えられる。
16	[意見3] 「単一指標による把握には限界があり、複数の指標を組み合わせた」という表現について (該当箇所) ・P16 複雑性・段階的アプローチ (意見内容) 「単一指標による把握には限界があり、複数の指標を組み合わせた多面的な評価を行うことが望ましい」という考え方には賛同する。一方で、本ガイドラインでいう「複数の指標」がどの範囲を指しているのかが分りにくい。例えば、生態系サービスによる評価や、IPBESが提唱するNCP(Nature's Contributions to People)のような異なる評価体系も含むのか、それとも同一の評価体系の中で複数指標を組み合わせることを意味しているのかが明確ではない。 また、例示されているフットプリント(ネイチャーフットプリント)は、フットプリントは、複数の情報を統合して一つの評価値として示す場合もあり、「複数の指標」との関係が理解しにくい。 IPBESでは、現在の評価は経済的価値に偏る傾向があることが指摘されている。「複数の指標」の考え方や、各評価手法との関係について補足説明を加えることで、利用者の理解が深まるのではないか。 (参考) https://www.ipbes.net/the-values-assessment https://www.env.go.jp/content/000382391.pdf	御意見の趣旨は今後の対策・施策の検討にあたり参考とさせていただきます。 指標例については、「調達におけるネイチャーポジティブに向けた実践ガイドライン」の「(別紙)調達におけるネイチャーポジティブ実践の基本事項に関連する指標一覧」も御参照ください。
17	該当箇所: 第3章 2. (1) ③ ネクサス(相互依存性) (16-18ページ) 意見内容: 気候変動対策(再生可能エネルギー開発等)と自然資本保全とのトレードオフが発生した場合の判断軸や対話の視点(例: ミティゲーション・ヒエラルキーの適用優先度やトレードオフ情報の開示推奨)をより具体的に補足していただきたい。 理由: 現状の「事業者と対話することが望ましい」という定性的な記述のみでは、投融資の現場において優先順位の判断に迷うケースが生じます。対話で確認すべき具体的な視点を示すことで、金融機関と事業者との間で建設的かつ質の高い対話が可能となります。	御意見を踏まえ、以下の通り追記します。
18	該当箇所 P17 3ネクサス(相互依存性) 4) 意見内容 「自然資本に対する接点やシナジーを明確にすることが重要である。一方、トレードオフになる場合は、その適切な対処の是非について事業会社側と対話する」 →「自然資本に対する接点やシナジー、トレードオフになる場合における対処について投融資先企業との対話等を通じ明確にすることが望ましい。」 理由 原案だとシナジーやトレードオフについては投資家・金融機関等が自ら明確にするように読めますが、これらについてもトレードオフと同様、投融資先企業の協力がなければ明確にはできないと思われます。また、「事業会社」は「投融資先企業」という趣旨であると思われます。	一方、トレードオフになる場合は、その適切な対処の是非について、<i>可能な範囲で科学的根拠に基づき課題間の相互関係を評価し、重大なトレードオフを回避するとともに、トレードオフの緩和措置や代替策を検討し、最小化するよう投融資先企業等と対話することが望ましい。</i>この場合、外部専門家、地域社会を含むステークホルダーの知見等を活用することが考えられる。
19	該当箇所: 第3章2.(1)③「ネクサス(相互依存性)」 意見内容: 生物多様性・水・食料・健康の相互関連性の説明において、野生動物の過剰利用・生息地破壊や集約的畜産に伴う人獣共通感染症(Zoonoses)の発現リスク、および薬剤耐性菌(AMR)拡散リスクが金融・経済システムに与える影響について言及を追加していただきたい。 理由: IPBESの「パンデミックと生物多様性に関するワークショップ報告書」(2020年)等でも指摘されている通り、新興感染症の多くは野生動物・畜産由来の人獣共通感染症とされている。森林破壊や不適切な動物取引・飼育はパンデミックリスクを高め、経済に大きな財務的損失を与え得るため、自然関連リスクの包括的評価にOne Healthの視点を盛り込むことは、金融機関の物理的リスク評価の精度向上に資すると考える。	野生動物の過剰利用・生息地破壊や集約的畜産に伴う人獣共通感染症や薬剤耐性菌は重要な論点であると認識しています。一方、本ガイドラインは、特定の健康リスクを個別具体的に記載するものではないため、原案のとおりとします。

20	該当箇所 P18 ①依存とインパクト ①)、②)、④)ほか 意見内容 「組織」「他者」という表現について、「投融資先企業」「そのサプライチェーン」などとすべき。 理由 TNFD等の英語表記を直訳したものとと思われますが、趣旨が理解しづらいと思われます。他の部分とあわせ、「投融資先企業」などとした方が理解が容易ではないでしょうか。	御意見を踏まえ、以下の通り追記します。 1)自然関連のリスク・機会は、組織(投資家・金融機関等を含む)の自然に対する「依存」と「インパクト(影響)」に由来する。
21	該当箇所:ネイチャーファイナンス実践ガイドライン(案)18ー19ページ、第3章2.(2)「依存とインパクト」(生態系サービスへの依存の例示:花粉媒介) 意見内容:花粉媒介サービスへの依存の説明において、送粉者(訪花昆虫等)自体の個体群の健全性が、農業使用(ネオニコチノイド系農薬等)の影響を受けやすいことを補足していただきたい。 理由:送粉者の減少と農業使用の関連は多数の科学的知見で報告されており、生態系サービスの持続可能性を評価する上で、サービス提供者である動物種自体の状態を考慮することが重要と考える。	花粉媒介者の個体群の健全性が農業使用等の影響を受けやすいことは重要な科学的知見であると認識しております。一方で、本箇所は生態系サービスへの「依存」の基本概念と代表例を簡潔に例示することを目的としているため、個別具体的な論点は記載せず、原案のとおりといたします。
22	「投資家・金融機関等におけるネイチャーファイナンス実践の意義」と「ネイチャーファイナンス実践のための分析・評価項目」について (該当箇所) ・P9 投資家・金融機関等におけるネイチャーファイナンス実践の意義 ・P18 依存とインパクト (意見内容) ネイチャーファイナンスの意義として、「中長期的な時間軸に立ったリスクの抑制」が掲げられている一方、「ネイチャーファイナンス実践のための分析・評価項目」では、「インパクトは正にも負にもなり得る」と記載されているのみで、ネイチャーファイナンスに伴う具体的なリスクについての説明が十分ではないように感じる。 例えば外来種の導入は、生物多様性の向上を目的として実施した事業であっても、計画や管理方法によっては地域の生態系へ負の影響を及ぼす可能性がある。 投資家・金融機関等がこうしたリスクを適切に認識し、評価できるよう、ネイチャーファイナンスによって実施される事業が生物多様性へ負のインパクトを与える可能性について、具体例を交えながら記載を充実させてはどうか。	当該箇所(p18:依存とインパクト)は投融資先企業が自然資本に与える影響を、投資家・金融機関等が把握する必要性を示したものとなるため、原案のとおりとします。なお具体的なリスクについては、令和8年3月に策定した、優先対象分野別自然関連リスク・機会VCマップを御参照ください。
23	該当箇所 P19 ②地域制(ロケーションファクター) ②) 意見内容 「このため、企業は、・・・評価を行うことが推奨される。」 →「このため、投資家・金融機関等は、投融資先企業が、・・・評価を行うよう促すことが推奨される。」 理由 投資家・金融機関等が活用するガイダンスの位置づけであるため、企業ではなく投資家・金融機関等を主語としてはいかがでしょうか。	御意見を踏まえ、以下の通り修正します。 2)このため、投資家・金融機関等は、投融資先企業がバリューチェーンの各段階や各拠点について、地域の状況に応じた評価を行うよう促すことが推奨される。
24	該当箇所 P19 ②地域性(ロケーションファクター) ④) 意見内容 「要注意地域での生態系の回復・保全は、企業の評価向上に資する【ことが期待できる】。】【】などの追記。 理由 原案は、「企業が膨大なコストをかけて生態系の回復・保全を行った場合でも、企業価値が向上する」ようにも読めます(「評価」が何を指すのかは必ずしも明らかではないですが)。様々なケースがあると考えられることから、断定的表現を避けるか、または、「企業の評価」が何を指すのかを含め全体的に趣旨を明確化することが必要と思われます。	御意見を踏まえ、以下の通り追記します。 ②地域性(ロケーションファクター) 4)要注意地域での生態系の回復・保全は、企業の評価向上に資することが期待できる。
25	該当箇所 P19 ②地域性(ロケーションファクター) ⑤) 本ガイドラインでは、ネイチャーポジティブファイナンスにおいて成果の測定可能性が重要な要件として整理されており、金融機関・企業双方で定量的な判断が可能であり有効であると考ええる。成果の測定が金融機関・企業の負担とならないよう、リモートセンシングや環境DNA、GISなどのデジタル技術の活用可能性について、記載の検討をお願いしたい。	御意見を踏まえ、以下の通り追記します。 地域固有の情報の取得に当たっては、衛星、ドローン等のリモートセンシング、カメラトラップ、音響モニタリング、環境DNA等といった技術・手法を活用することも考えられる。
26	該当箇所 P19 ②地域性(ロケーションファクター) ⑥) 意見内容 「ランドスケープアプローチ」「こうしたマルチステークホルダー型の計画プロセス」「地域に根差した分析」の関係性がわかりづらいため、趣旨を明確化すべき。 理由 意見内容のとおり。	御意見を踏まえ、以下の通り修正します。 こうしたマルチステークホルダー型の取組を促し、支援することは、同一地域に集中するリスク(例:流域全体の水不足による操業制限)を認識し対処する上でも有用である。

27	該当箇所： 第3章「ネイチャーファイナンスの実践の要点」 2. ネイチャーファイナンス実践のための分析・評価項目 (2) ネイチャーファイナンスにおいて考慮すべき固有項目 2地域性（ロケーションファクター） p.19 脚注44 意見内容： 脚注44の記載を以下のように修正することを提案する。 修正文案： IBATの活用にあたっては、Key Biodiversity Areas (KBA)、保護地域及び種情報を活用しつつ、他のデータツールや地域固有の情報も用いた総合的な評価を行うことが望ましい。なお、KBAとして選定されていない地域であっても、生物多様性保全上重要な場所が存在する可能性があることに留意する必要がある。国内ロケーションの場合は、環境省が作成している「生物多様性『見える化』マップ」において、保護地域、自然共生サイト、生物多様性保全上効果的な場所を確認することができる。 理由： 現行の「Key Biodiversity Areaとして選定されているエリアが適当なものであるかについて、他データツールも用いた総合的な評価をすることが望ましい」との記載は、その趣旨が必ずしも明確ではなく、利用者がKBAそのものの妥当性を評価することを求めているようにも読める。重要なのは、KBA等の指定の有無のみで判断するのではなく、指定されていない地域にも生物多様性保全上重要な場所が存在し得ることを踏まえ、複数のデータソースを活用して総合的に評価することである。 また、IBATはKBAのみならず保護地域及び種情報を含む統合的な情報基盤であり、自然関連リスク・影響の評価において有用なツールである。 これらの点を明確化することにより、本ガイドライン利用者によるIBATの適切な活用を促進できると考える。	御意見を踏まえ、以下の通り修正します。 IBATの活用にあたっては、Key Biodiversity Areas (KBA)、<i>保護地域及び種情報を活用しつつ、他のデータツールや地域固有の情報も用いた総合的な評価を行うことが望ましい。なお、KBAとして選定されていない地域であっても、生物多様性保全上重要な場所が存在する可能性があることに留意する必要がある。国内ロケーションの場合は、環境省が作成している「生物多様性『見える化』マップ」において、保護地域、自然共生サイト、生物多様性保全上効果的な場所を確認することができる。</i>
28	該当箇所：第3章2.(2)③「バリューチェーン」 意見内容：畜産・水産バリューチェーンにおいては、動物福祉が抗生物質耐性菌の発生、疾病蔓延、過密飼育による生態系負荷等の自然関連リスクと直結する固有の論点であることを明記していただきたい。 理由：国際的にはFAIRR Initiative（畜産投資家イニシアチブ）やWOAH（世界動物保健機関）動物福祉基準、水産養殖のASC/BAP認証等において、動物福祉が既に投融資判断の指標として活用されており、これらを参考情報として追記することで実務上の有用性が高まると考える。	アニマルウェルフェアは重要な取組であり、生物多様性との関連についても認識しています。一方で、本ガイドラインは投融資先企業のバリューチェーンにおける生物多様性及び自然資本への影響の把握を主眼として整理しており、個々のサプライチェーンに関する固有の論点を示すものではないことから、原案のとおりとします。
29	該当箇所 P20 ③バリューチェーン 5) 意見内容 「投融資ポートフォリオ」→「投融資先企業」 「投融資先企業にとってマテリアルであると特定された場合」の趣旨を明確化すべき。 理由 「投融資ポートフォリオ」は自然資本への依存・インパクトを持つ「投融資先企業」の集合であると考えられるため。 「投融資先企業にとってマテリアルであると特定された場合」の趣旨が明らかでないため。おそらく、特定の自然資本への依存度が高い投融資先企業があり、その自然資本が劣化した場合に生産活動停止等により大きな財務的影響が予想される場合などを指すものと思われますが、いずれにせよ文意が理解しづらいと思われます。	御意見を踏まえ、以下の通り修正します。 5) 投資家・金融機関等は、<i>投融資先企業のバリューチェーン上の自然資本への依存・インパクト、リスク・機会を踏まえることが重要である。</i>さらに、投融資先企業の経営にとって重要課題であると特定された場合には、国内外双方のサプライチェーンを総合的に捉え、ネイチャーポジティブを考慮した調達を行っているかを評価することも望ましい。
30	該当箇所：ネイチャーファイナンス実践ガイドライン(案)21-22ページ、第3章2.(2)④「ミティゲーション・ヒエラルキー」 意見内容：生息地改変時の「回避」「最小化」の実務的構成要素として、野生動物の移動・救護、道路建設時のロードキル対策、工事時期の繁殖期回避等、個体レベルでの配慮についても言及していただきたい。 理由：これらは生態系保全と動物福祉の両方に資する科学的に確立された手法であり、ミティゲーション・ヒエラルキーの実践例として明記することで、企業への対話・エンゲージメントの具体性が増すと考える。	動物福祉は重要であり、生物多様性との関連についても認識しています。一方、本章はミティゲーションヒエラルキーについて言及したものであり、その手法は事業主体によって様々であることから、ご提案のロードキル対策等の特筆して記載することはせず、原案のとおりとします。
31	該当箇所 P21 ④ミティゲーション・ヒエラルキー 3) 意見内容 この項目が、ネイチャーポジティブファイナンスに関連して推奨される事項であることの明確化。 理由 P14のネイチャー主流化ファイナンスの定義には、正のインパクトが明確でないいわゆるESGインテグレーションが含まれるものと思われます。そうであるならば、この項目はネイチャー主流化ファイナンスにおいては必ずしも求められていないものと思われます。（一般論として、ネイチャーポジティブ実現のため企業に対しこうした行動をとるよう要請することの重要性は否定されるものではないと思いますが・・・）	ミティゲーションヒエラルキーを含む「ネイチャーファイナンスにおいて考慮すべき固有項目」はネイチャーファイナンスの実践にあたっての必須項目ではなく例示である旨、第3章2.冒頭に明記しているところであり、原案のとおりといたします。

32	該当箇所: 第3章 2. (2) ⑤ ステークホルダー(IPLCs: 先住民の社会及び地域社会)との合意形成 (21-22ページ) 意見内容: 海外バリューチェーンにおける先住民・地域社会との合意形成(FPIC等)の確認方法として、現地直接確認だけでなく、信頼性の高い国際的サステナビリティ認証やサードパーティ評価の活用といった現実的な確認手法を明記していただきたい。 理由: 日本の金融機関が海外の多層的なサプライチェーンの現場において直接FPICの状況等を確認・検証することは実務上きわめて困難です。代替となり得る現実的な評価手法を例示することで、実務の予見可能性が高まり、より着実な人権・環境デュー・デリジェンスが実現します。	投資家・金融機関等が直接IPLCsと対話を行うことは困難と考えられるため、以下の通り修正します。 このような規定により措置が講じられている国・地域もあることから、<i>投資家・金融機関等は、投融資先企業がIPLCsに影響を及ぼす可能性のある活動を実施する際は、投融資先企業とIPLCs間で対話を通じた合意形成がなされているか確認することが重要である。</i>
33	意見9: 該当箇所: ネイチャーファイナンス実践ガイドライン(案)21-22ページ、第3章2.(2)⑤「ステークホルダー(IPLCs)との合意形成」 意見内容: 侵略的外来種対策(14ページで自然資本損失の直接的要因として位置づけられている)を実施する際、防除手法について科学的妥当性と動物福祉の両立を考慮する旨を追記していただきたい。 理由: 外来種の防除は保全上必要な措置である一方、その実施手法が動物福祉の観点からも国内外で議論されており、両立を意識した記述とすることでガイドラインの実践的な質が高まると考える。	本ガイドラインは侵略的外来種への具体的な対策をお示しするものはないため、原案のとおりといたします。
34	[意見4]ステークホルダー(IPLCs: 先住民の社会及び地域社会)との合意形成について (該当箇所) P21 ステークホルダー(IPLCs: 先住民の社会及び地域社会)との合意形成 (意見内容) 日本の地方で事業や投資を実施する場合には、地域に受け継がれてきた伝統や慣習、景観、暮らし方などへの配慮も重要である。地域には、自然の利用や保全に関する独自の価値観や慣行(いわゆるローカルルール)が存在しており、法令だけでは十分に把握できない地域固有の考え方がある。こうした地域固有の価値観や慣行への配慮、地域住民との丁寧な対話や合意形成についても、本ガイドラインに記載してはどうか。	IPLCsの概念には御指摘の、事業拠点に隣接する地域社会を含む多様なコミュニティとの対話や合意形成も含まれます。そのため、御指摘の趣旨は既に本文に含まれていることから、原案のとおりといたします。

3. ネイチャーファイナンスの実践に当たって投資家・金融機関等が取り組むべき事項

35	P22:3. ネイチャーファイナンスの実践に当たって投資家・金融機関等が取り組むべき事項 御意見: ・投資家・金融機関等による取組を、①金融機関等自身のガバナンスの構築・組み込み、②投融資先へのエンゲージメント、③自然資本への負の影響の低減および正の影響の拡大につながる事業活動を支える投融資の実行、の3点に整理したことは、ネイチャーファイナンスを実践するうえで有用と考える。 ・一方、現行案では、これら3つの取組の相互関係、実施順序および各取組について期待される水準が必ずしも明確ではない。 ・このため、例えば、まず自然関連リスク・機会をガバナンスおよび投融資方針に組み込み、ポートフォリオのスクリーニングを通じて優先対応領域を特定し、その結果を投融資先とのエンゲージメントおよび投融資の実行に反映する、という段階的な実践プロセスを例示いただくことが望ましい。 ・また、これら3つの取組は、金融機関の業態、事業特性、ポートフォリオおよび自然関連課題の重要性に応じ、優先順位を設定して段階的に実施できることを明記いただくことが有用と考える。	御意見を踏まえ、以下の通り追記します。 <i>取組①から③までの実施順序は、各組織の状況に応じて柔軟に検討されるべきであるが、一般的には①、②、③の順で取り組むことが考えられる。</i>
36	該当箇所 P23 (2)1 意見内容 「【投資家・金融機関等自らが自身の】自然資本に関するリスクと機会を分析し・・・」 【 】箇所の削除 理由 原案は、「金融機関の直接操業に関するリスク・機会の分析」と誤読されるおそれがあるため。	御意見を踏まえ、以下の通り修正します。 ①投資家・金融機関等 <i>自らが</i> 自然資本に関するリスクと機会を分析し適切な行動をとっていくためのガバナンスの構築・組み込み
37	該当箇所 P23 (2)1 1) 意見内容 「ヒートマップ等で可視化し、【セクターや個別投融資先企業へのエクスポージャーの大きさ等を考慮して、】組織としての」 【 】箇所の追記 理由 金融機関が抱える自然資本リスク・機会の分析と優先対応領域の特定においては、投融資先企業の自然への依存度・影響度のみならず、エクスポージャーの大きさ等を考慮することが適切であると考えられます。	御意見を踏まえ、以下の通り追記します。 1)優先地域の特定 定量的ツール(ENCORE等)を活用し、セクター・地域別の自然資本依存度・影響度をヒートマップ等で可視化し、<i>ポートフォリオにおけるエクスポージャーの大きさや重要性等も踏まえて組織としての優先対応領域を特定する。</i>

38	P23:3.(2)①② TNFDフレームワークに基づく開示 御意見： ・金融機関が自らの自然関連リスク・機会の分析結果、ポリシーや取組を情報開示し、投融資先企業等にも情報開示を促す方向性に賛同する。 ・他方、金融機関による自然関連分析および開示は、投融資先企業による開示、顧客との対話および第三者データ等に依存しており、地域、拠点およびバリューチェーンに関する情報を十分に取得できない場合がある。 ・また、投融資先企業に対する開示の働きかけについても、企業の規模、事業特性、自然関連課題の重要性および対応成熟度に応じた段階的な対応を認めることが適切と考える。	御意見を踏まえ、以下の通り追記します。 その際、企業規模、事業特性、経営における自然関連課題の重要性等に応じ、段階的な対応を図ることも考えられる。
39	P23-24:3.(2)② 自然資本を考慮した取組による企業価値向上に向けたエンゲージメント等(特に1)、2)、3)) 御意見： ・投融資先とのエンゲージメントを通じて、自然関連リスク・機会の把握および対応を促進し、中長期的な企業価値の向上を支援する方向性に賛同する。 ・他方、「取締役会の監督体制整備」、「自然資本戦略の策定」、「自然関連目標の設定」および「TNFD準拠の開示」等について、未上場企業や中小企業を含むすべての投融資先に同一の対応水準を求めることは、必ずしも適切ではない場合がある。 ・このため、エンゲージメントは、金融商品・サービスの特性、投融資先の規模、事業特性、自然関連課題の重要性、対応成熟度および金融機関の影響力に応じて実施するものであることを明記いただきたい。特に、銀行のようなお客さまとの距離に近い金融機関ほど、今回提案されたエスカレーションといった手段は取りにくく、「実効性を担保する」という記載も時期尚早と考える。	御意見を踏まえ、斜体部分を追記します。 同方針においては、投融資先企業に対して一律に高い水準を求めるのではなく、まずは体制整備や方針の策定に向けた移行を支援する観点からの対話も重要である。
40	一律に高い水準を求めるのではなく、まずは方針の策定や体制構築に向けトランジションを支援する観点での対話も重要であることを追記してはどうか	
41	該当箇所 P24 ② 4) 意見内容 「移行計画における自然やシナリオ分析の充実性」の箇所について、趣旨の明確化 理由 原案はどういう趣旨か理解しがたいため。この「移行計画」が、自然資本に関する移行計画を意味するならば、「自然資本に関する移行計画における自然の充実性」というのは何を指すのか理解が難しいです。	御意見を踏まえ、斜体部分を追記します。 4) 移行計画、シナリオ分析 移行計画における自然関連のリスク及び機会の考慮やシナリオ分析の充実性についても企業との対話を深めていくことが望まれる。
42	該当箇所:ネイチャーファイナンス実践ガイドライン(案)25から27ページ、「エンゲージメントにおける自然関連質問例」(表:観点3. リスクとインパクト管理) 意見内容:投資家・金融機関が投融資先企業と対話(エンゲージメント)する際の質問例に、以下を追加していただきたい。 (1)食品・農業セクター向け:「調達・生産過程におけるアニマルウェルフェア方針(ケージフリー、第三者認証の導入等)や人獣共通感染症・抗菌薬使用削減に関するリスク管理を行っているか」。 (2)化学・医薬品セクター向け:「環境安全性評価において非動物代替法(NAMs等)の活用や動物使用削減目標を設定しているか」。 理由:既存の質問例はバリューチェーン全体のリスク特定・優先付けを問うものであるが、セクター特有の動物福祉論点に踏み込んだ質問例がないため、投資家・金融機関等が実際にエンゲージメントを行う際の具体的な指針として有用と考える。	御意見の趣旨は今後の対策・施策の検討にあたり参考とさせていただきます。
43	該当箇所:ネイチャーファイナンス実践ガイドライン(案)27から28ページ、第3章3.3「自然資本への負の影響を下げ正の影響の拡大につながる企業の事業活動を支えるための投融資の実行」(自然資本KPI連動型ファイナンス等の提供) 意見内容:自然資本KPI連動型ファイナンスのKPI例として、「アニマルウェルフェア認証取得率」「代替タンパク質事業への投資比率」等、畜産・水産分野に特化した定量指標も自然資本負荷低減に資するKPIとして例示に加えていただきたい。 理由:現状の例示は再生型農業・海洋保全・生物多様性回復にとどまっており、畜産・水産分野における自然資本負荷低減の具体的な指標を加えることで、実務上の選択肢が広がり、定量的かつ測定可能な成果(ネイチャーポジティブファイナンスの要件)の評価がしやすくなると考える。	畜産・水産分野における負荷低減に向けた具体的な指標の提案については、今後、投資家・金融機関が当該ファイナンス実行の際に参考となり得る貴重な御意見として認識しております。一方で本部分では個別具体的なKPIの例示をすることをしていないことから原案の通りといたします。

44	該当箇所 P27 3 2) 意見内容 「再生型農業・海洋保全・生物多様性回復など自然にポジティブな取組に対し、KPI達成と連動したサステナビリティ・リンク・ローンや自然資本保全に関するインパクトファイナンスを提供する」 →「再生型農業・海洋保全・生物多様性回復などネイチャーポジティブに関連するKPI達成と連動したサステナビリティ・リンク・ローンや自然資本保全に関するインパクトファイナンスを提供する」 理由 原案はサステナビリティ・リンク・ローンやインパクトファイナンスの資金使途が限定されているように読めますが、これらのファイナンス手法は資金使途が必ずしも限定されるものではありません。実務では、KPIのみがネイチャーポジティブに関連しており、資金使途は限定されないものが多いと思われます。	御意見を踏まえ、斜体部分を追記します。 2) 自然資本KPI連動型ファイナンス等の提供 再生型農業・海洋保全・生物多様性回復などのネイチャーポジティブに資する取組を促進する観点から、当該分野に関連するKPIの達成と連動したサステナビリティ・リンク・ローンや、自然資本保全に関するインパクトファイナンスを提供する。
45	「融資条件(保険引受条件を含む)として明文化する」という記載について、「各金融機関の事業特性や対象プロジェクトの性質を踏まえ、個別の契約等において柔軟に判断できる事項とする」等の注記をしてはどうか	御認識の通り、実際の条件設定においては個別具体的な状況に合わせ柔軟に判断されるものと思慮しますが、本文は重要な考え方を示すための例示であり、原案のとおりといたします。
46	該当箇所: ネイチャーファイナンス実践ガイドライン(案)28から29ページ、「参考: 自然資本の取組による正の影響の可視化において活用できる制度」(自然共生サイト、TSUNAG、森林経営計画制度) 意見内容: 自然共生サイト等の認定制度の基準に、野生動物の生息環境の質(個体群の健全性を含む)が考慮されているかを確認し、含まれていない場合は今後の制度連携において考慮するよう検討していただきたい。 理由: これらの制度は自然資本の正の影響を可視化する重要な手段として位置づけられており、生態系レベルだけでなく個体群レベルの健全性も含めた評価基準とすることで、ネイチャーポジティブの実現により資すると考える。	自然共生サイトの認定においては、野生生物の生息環境の質についても考慮しているところですが、いただいた御意見も踏まえ制度を運用してまいります。